

博論0Aにかかる学位規則改正を振り返って

首東, 誠
九州大学附属図書館

<https://hdl.handle.net/2324/1564274>

出版情報 : Journal of college and university libraries. 103, pp.24-33, 2016-03-04. 学術文献普及
会
バージョン :
権利関係 :



博論 OA にかかる学位規則改正を振り返って

首 東 誠

抄録：学位規則の改正（平成 25 年 3 月 11 日公布，同年 4 月 1 日施行）により博士論文がインターネットの利用により公表されるようになってから丸 2 年が経過し，規則上，施行初年度の博士論文（全文もしくは要約）は全てインターネット（原則，機関リポジトリ）上に出揃うこととなった。オープンアクセスにかかる新たな動きが見られる今，国としての初のオープンアクセス義務化政策である博論 OA にかかる学位規則の改正について，当時，文部科学省の大学図書館係長として関わった立場から改めて振り返ってみた。

キーワード：学位規則，博士論文，オープンアクセス，機関リポジトリ，国立国会図書館，国立情報学研究所，大学図書館

1. はじめに

平成 25 年（2013）3 月 11 日，大正 9 年（1920）の学位令で定められて以来，現行の学位規則でも引き続き印刷公表によるとされてきた博士論文の公表について，平成 25 年 4 月 1 日以降に授与される博士の学位にかかる論文から，インターネットの利用による公表とする学位規則の改正（本稿では，今般の改正の目的である博士論文のオープンアクセス化を博論 OA と表現する。）がなされた。

併せて，平成 25 年 3 月 11 日付の文部科学省高等教育局長通知により，そのインターネットの利用による公表は，原則，機関リポジトリによることとされた。

これは，我が国初のオープンアクセス義務化政策であるとともに，機関リポジトリが正式に各機関の成果発信プラットフォームとして認知されたことを意味する。

平成 27 年（2015）3 月末をもって新規規則施行から丸 2 年が経過し，規則上，施行初年度の博士論文について，その全文もしくは要約は全てインターネット（原則，機関リポジトリ）上に出揃うこととなり，今般の改正も一つの区切りを迎えた。

ここに来て，内閣府の「国際的動向を踏まえたオープンサイエンスに関する検討会」においてオープンアクセス，オープンデータにかかる報告書が取りまとめられ，それを受けた審議が文部科学省の科学技術・学術審議会学術分科会「第 8 期学術情報委員会」で始まったほか，京都大学が教員に対してその研究成果の機関リポジトリによる原則公開を義務化するオープンアクセス方針を採択するなど，オープンアクセスにかかる新たな動きが見られる今，国としての初のオープンアクセス義務化政策となった博論 OA にかかる学位規則の改正について，当時，文部科学省の大学図書館係長として関わった立場から改めて振り返ってみた。

なお，文部科学省における学位規則の所掌部署は高等教育局大学振興課大学改革推進室（大学院係）であり，私が在籍していた研究振興局情報課学術基盤整備室（大学図書館係，学術情報係）は，大学図書館や国立情報学研究所を所掌し国立国会図書館とも業務上の繋がりがあある部署として学術情報流通にかかるオープンアクセス推進の立場から今般の改正に関わった。

2. 学位規則改正

私が博論 OA にかかる学位規則改正に関わったのは平成 23 年（2011）度から平成 25 年度までの 3 年間となるが，年度ごとに異動があり関わり方も異なる。

そこで，まず博士論文の公表にかかる説明の後，平成 23 年度（大学図書館係主任），平成 24 年（2012）度（大学図書館係長），平成 25 年度（学術情報係長）と，年度ごとに博論 OA 周りの動きを記載する。

2.1 博士論文の公表

博士論文は，学位取得者の著作物であり，本来その公表は彼らの自由意思に基づいて行われるべきものであるが，昭和 28 年（1953）制定の学位規則の規定に基づき，学位授与という処分行為に対する条件として，学位取得者による「印刷公表」が義務づけられてきた。

その経緯を振り返ると，明治 19 年（1886）の帝国大学令から大正 7 年（1918）の大学令までは，大学と言えば帝国大学のみであり，また，論文審査による学位取得者は稀だったことから，博士論文の公表は義務づけられていなかった。

しかし，大学令の公布により帝国大学以外の大学が設立できるようになったことや論文審査による学位取得者の増加に伴い，「研究者として自立して研

究活動を行うことができる能力を証明する博士論文の質を保証すること」が課題となった。

そこで、大正9年の学位令により、学位取得者による博士論文の公表によって「各大学が授与する論文の質を相互に保証し合う仕組み」として、博士論文の公表の制度が整備され、今日の学位規則にも引き継がれた。

学位規則による博士論文の印刷公表について、法令上具体的な手段は規定されていないが、昭和28年の学位規則制定時の文部省大学学術局長通知により「単行の書籍又は学術雑誌等の公刊物に登載すること」を意味することとされ、インターネット上で公表していても、あくまで印刷が義務づけられているとの解釈による運用がなされ、結果として、電子化の進んだ今日でも学位取得者に印刷にかかる負担が生じていた。

また、学位授与大学の図書館および国立国会図書館での保管・閲覧をもって、「印刷公表」とする例が散見され、当該制度の目的と実態にズレが生じていた。

このような状況において、博士論文等のインターネット公表にかかる要請が各所から出てくることとなった。

中央教育審議会は、平成17年（2005）9月の「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－答申」¹⁾において、学位の水準や審査の透明性・客観性を確保することが重要との認識を示し、「博士の学位論文の要旨及び当該論文審査の結果の要旨について、インターネット上に公開する等容易に閲覧可能な方法を用いて広く社会に積極的に公表すること」など、博士論文等の積極的な公表を求めた。

平成18年（2006）2月に設置された「国立国会図書館と大学図書館との連絡会」では博士論文の電子化についても検討の対象とされ、その後、同連絡会の下に設置された国立国会図書館、国公立大学の図書館、国立情報学研究所、文部科学省による「学位論文電子化の諸問題に関するワーキング・グループ」は、平成20年（2008）3月に取りまとめた中間報告²⁾において、学位論文を電子化しインターネット上で公開することは印刷公表に代わる最も有効な方法として期待されるとし、「学位論文の所在と内容を真の意味で公表するためには、現状と今後の動向に即し電子的形態による提出を許容し、その後の論文の所管がどこになるのかを明記するよう、現在の学位規則第9条の該当箇所を改める必要がある。」と指摘した。

2.2 平成23年度（大学図書館係主任）

当時、「国立国会図書館と大学図書館との連絡会」および「学位論文電子化の諸問題に関するワーキング・グループ」に文部科学省から参加していたのは研究振興局情報課学術基盤整備室室長補佐であり、博論OAへの私の関わりは副次的なものであった。

手元に残る議事録等によると、学位論文にかかる主たる話題は、平成22年（2010）度に国立国会図書館が大学図書館と協力して実施した博士論文の電子化事業における著作権処理のことであった。

電子化の対象は、国立国会図書館と大学図書館との間で平成12年（2000）度までの博士論文の電子化は国立国会図書館が、それ以後の電子化は各大学が担うとの取り決めと予算の関係から、平成3年（1991）度から平成12年度までに国立国会図書館に送付された博士論文（約14万件）であったが、結果は電子化した博士論文のうち、インターネット上で公開できるのは約1万4千件にとどまるという惨憺たるもので、関係者を啞然とさせた。

出席者から「博士論文の利用状況を把握できるポータルやデータベースの整備の必要性が高まっている。」「リポジトリのダウンロードコンテンツの90%くらいが博士論文であり、強制的にでもリポジトリに入れた方が視認性が向上する。」といった発言があったほか、文部科学省に対して「博士論文は放置しておく公開されない。重要なコンテンツは出た時に公開する形にしないと日本人すら重要な成果物が見られない。大学の問題ではあるが、学位規則の改正などについて何か展望はあるか。」との質問があり、補佐から「学位規則の仕組みをどう変更するかは省内でも議論が必要。高等教育局とは、担当者レベルで議論を進めている。」との回答がなされた。

先に述べたが、学位規則は、文部科学省において高等教育局大学振興課大学改革推進室が所掌し、研究振興局情報課学術基盤整備室の直接の担当ではなく、その改正に当たっては、学校教育法第104条第5項の規定「学位に関する事項を定めるについては、文部科学大臣は、第九十四条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。」により、中央教育審議会に諮る必要があった。

大学図書館係では、前述の中央教育審議会答申、中間報告のほか、関連する過去の調査や各大学におけるインターネット公開の状況を情報収集するほか、学位規則の改正を直接審議する中央教育審議会大学分科会大学院部会の動向も見据えつつ機会を窺い補佐が相談に行くなどしたが、当該年度は「博士論文研究基礎力審査」の導入などの別案件が動いて

いたことや学位論文の公表にかかる規則変更の必要性について双方の意識の違いなど諸事情があり、結果として次年度に向けたウォーミングアップに終わった。

他方、学術基盤整備室が事務局を務める第6期の科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会学術情報基盤作業部会では、平成23年4月から「学術情報の発信・流通（循環）」として、我が国における学術情報の国際発信・流通力強化のための基盤整備やシステム改革に必要な課題や対応策についての審議が続けられており、また、平成23年8月には第4期科学技術基本計画³⁾が閣議決定され、その中で「国は、大学や公的研究機関における機関リポジトリの構築を推進し、論文、観測、実験データ等の教育研究成果の電子化による体系的収集、保存やオープンアクセスを促進する。」といった研究情報基盤の強化に向けた取組の推進が規定されるなど、博論OAに向けた体制が整いつつあった。

2.3 平成24年度（大学図書館係長）

学術基盤整備室長、情報課長が間を置かず交代する中、夏までの審議まとめの取りまとめに向けて学術情報基盤作業部会の審議が最終段階に入った6月、秋口に始まる大学院部会での議題の検討に間に合うよう、案段階の審議まとめも持参し補佐とともに改めて大学院係に相談に行ったが、その時点では本件に今しばらく動きはないだろうとの見込みであった。

そして7月、「学術情報の国際発信・流通力強化に向けた基盤整備の充実について」⁴⁾が取りまとめられ、その中には（学位論文の登載）という小見出し付きで「機関リポジトリに登載される主要なコンテンツの一つである学位論文は、学位取得者の研究成果としてのみならず、学位授与大学の大学院教育の成果でもあり、専門分野の最新動向を反映するものとして利用ニーズも高い状況がある。大学の社会への成果還元、さらには説明責任を果たす意味からも、学位論文の機関リポジトリへの登載を一層促進することが重要である。」との記載がなされた。

研究振興局の政策決定が科学技術・学術審議会などの有識者会合を経てなされるのに対して、高等教育局の政策決定は中央教育審議会などの有識者会合を経てなされる。

こういった審議まとめは、予算要求の際の根拠としてなど自分たちの政策実現に向けて取りまとめるものであり、また取り組んでいくという意思表示でもあることから、自分たちが実現するための手段を持ち合わせない案件について、その審議まとめで殊

更に取り上げることは基本的にない。

当時、審議まとめを取りまとめていた補佐と審議まとめに学位論文にかかる記載を盛り込もうとした同部会某委員との電話でのやり取りが思い出されるが、最終的に、高等教育局と交渉をする際に一定の説得力になり得るだろうということで、前述の学位規則の改正に繋がる文章が記載されたと理解している。

少し余談となるが、科学技術基本計画など国の方針として発表されるものに記載があると、国として実現の必要性を述べており、取り組む必要がある／取り組まないといけないといったことになることから、各省庁における内容確認の際に、自分たちの所掌に関係する部分の書きぶりに神経を使うことになる。

私も担当者として先に紹介した第4期科学技術基本計画の関連部分の書きぶりに目を通したわけだが、学術基盤整備室の前に在籍していた文化庁長官官房著作権課では知的財産基本計画の策定に当たって知的財産本部と喧々がくがくのやり取りを繰り返したのに比して、基本的に当方にとって望ましい内容ということもあって多少の修正で済み、穏やかな内容確認であった。

学術情報基盤作業部会での議論を経て、審議まとめが主査預かりとなり決着した数日後、その公表を待たず、月半ばに後任不在のまま補佐が異動していった。

情報課（学術基盤整備室）で、ほんの数ヶ月の間に室長、課長が交代し、補佐が不在となる中、大学改革推進室にも動きがあり、補佐の異動から日を経ずして、大学改革推進室長の異動の情報が入ってきたが、新室長は私が省内で親しくさせていただいている方であった。

改正に当たってはタグを組んで取り組んだ大学院係長とは、この時はまだ顔見知りという程度であったのに対して、新室長とは気軽に話せる間柄だったということもあり、今、大学改革推進室と学術基盤整備室との間には博論OAにかかる学位規則改正に向けたやりとりがあるので是非御協力をと異動前に直接お願いできたこと、関連情報をメールでお知らせできたこと、改正が動き出した後も直にやり取りができたことは大変幸運であったが、この時点では、先に補佐と訪問した時から大学改革推進室の状況が変わるか分からなかった。

その後、我が国のオープンアクセスや機関リポジトリにかかる国としての方針を取りまとめた審議まとめについて、海外の関心も高いということで、欧米のメーリングリストに紹介文を流したり、本文等

の情報課初の英訳に向けて動いたりしている最中、思いも掛けず大学院係長が訪ねてきて、ここに博論 OA にかかる学位規則改正が動き始めたが、これまで本件を担当してきた補佐が異動し後任もない状況において、以後、限られた時間の中での対高等教育局、対国立国会図書館、対国立情報学研究所、対大学図書館との全方位外交は、まさに真剣勝負となった。

私の最初のミッションは、何はともあれ本件を大学院部会での審議に持って行くことであった。

この段階では当然のことながら表に出ていない話であり、このまま立ち消えになる可能性も十分にあったので、ある意味ここが一番の山場だったかもしれない。

両室のやり取りは、まず博士論文の公表と著作権との関係を整理することから始まったが、平成 20 年度から平成 21 年（2009）度までの 2 年間で著作権課で過ごした経験が大いに役に立った。

何回かのやり取りの後、最終的に著作権課にも相談に行き、博士論文の公表義務は「博士の学位の授与という処分行為に対する条件」であって、著作権法上何ら問題ないことを確認した。

博士論文の公表と著作権との関係が整理できたことにより、教育研究成果の電子化およびオープンアクセス化の推進の観点から博士論文等の公表手段をインターネットの利用によるものと変更するための学位規則の改正に向けた審議が、大学院部会でなされることとなった。

大学院部会での審議が年内開催の 2 回で実質的に終わり、1ヶ月のパブリックコメントを経て、年明け早々の大学院部会、大学分科会で決着し、2 月には改正にかかる省令の公布、局長通知の運びとなったことから、大学院係との間では、大学院部会、法令審議室対応、局長通知のことなど、日々同時進行で突っ走ることであり、国立国会図書館、国立情報学研究所との間でも、本件にかかる検討が始まった段階から、国立国会図書館には、直接の担当部署ではないものの大学図書館系のカウンターパートである科学技術・経済課を通じて、また、国立情報学研究所には、直接の担当部署となる同じくカウンターパートの学術コンテンツ課に情報を入れていたものの、両機関ともに内部での早急な検討、取りまとめをお願いすることになり、大学院係の意向も踏まえつつ双方の役割調整に飛び回ることになった。

大学院部会の委員である先生方が、本件に対してどんな反応を示すか読めないことから、一抹の不安はあったものの、当時、学術情報基盤作業部会の主査であった九州大学総長が大学院部会の委員もされ

ていたので、部会での審議をリードしてくれるだろうと大学院係長と話をしていた矢先、開催予定日について欠席との返事が届いているとの連絡が飛び込んできた。

博論 OA にかかる学位規則改正は、内容的に筋が良く反対しづらい案件とはいえ、話の展開次第では変な方向に行ってしまう危険性もあったので、本件にかかる審議がなされることから出席いただけないかと直接メールにてお願いしたところ、出席くださることになり、大学院係長と胸をなで下ろした。

大学院部会（第 62 回）⁵⁾ の審議は、主査のリードもあって無事に終わり、引き続き学位規則の改正に向けたやり取りが続けられた。

次の大学院部会までの間に、平成 24 年度第 1 回目の「国立国会図書館と大学図書館との連絡会」および「学位論文電子化の諸問題に関するワーキング・グループ」が開催され、文部科学省からは私が出席した。

出席者からは学位規則改正のタイムラインや局長通知に関する質問がなされ、私からは局長通知の時期にかかる見込みや、内容は今後詰めていくことから、ワーキング・グループで出た意見を反映させることも可能であるといったことを伝えた。そのほか、「博士論文の電子公開によって台帳データベースの存在が重要になってくる。」「どれだけの博士論文があるかというデータと、それがどれだけ電子化され公開されているかというデータの両方が必要になってくる。」といった発言があった。

この後、博論 OA にかかる学位規則改正についての審議は、大学院部会（第 63 回）、パブリックコメント⁶⁾、大学院部会（第 64 回）、大学分科会（第 112 回）⁷⁾ と大きな混乱もなく進み、同分科会の諮問⁸⁾、中央教育審議会の答申⁹⁾ をもって改正が確実のものとなった。

これらの会議は全て傍聴していたが、同分科会において要約の公表はあくまで一時的なものであり、最終的には全文の公表がなされることが明示的に確認された時は、傍聴席で内心ガッツポーズであった。

この後、海外から本件にかかる反応^{10) 11)} が伝わってきたが、改正にかかる期待が感じられ、自分たちの励みにする一方、大学院係等へのアピールにしっかり使わせてもらった。

条文自体はシンプルな内容ということもあり比較的早く固まったのに比して、学位規則の改正と同時にされる、規則の運用方法や本件にかかる国立情報学研究所および国立国会図書館の役割等が遺漏なく記載され各大学が実際に動く際の指針となる局長

通知という最後にして最大の関門は、ほぼ手付かずで残っている状況で、答申の数日後に開かれた「学位論文電子化の諸問題に関するワーキング・グループ」の議事録には、局長通知にかかる内容の詰めがまだこれからであることを如実に示すように、「予定している。かもしれない。」といった私の発言記録が残っている。

それから約1ヶ月の間、大学院係、国立国会図書館、国立情報学研究所、大学図書館係による、個別あるいは複数でのやり取りに次ぐやり取り、大学図書館サイドとのすり合わせに次ぐすり合わせがなされ、国立国会図書館から文部科学省への依頼文、局長通知、留意事項として結実した。

そして平成25年3月11日、博論OAにかかる学位規則の改正がなされ、平成25年4月1日以降に授与される博士の学位にかかる論文から、インターネットの利用（原則、機関リポジトリ）により公表されることとなった。今般の改正に当たっては、公的な発信¹²⁾ - ¹⁷⁾とは別に、大学図書館が各機関における議論をリードすることができるよう、早め早めにコミュニティ¹⁸⁾に情報を提供した。

また、英語での情報を求める声も聞いていたことから、博士論文のインターネット公表にかかるフロー図と改正条文について、参考訳ではあるが英訳して提供した。

条文の文案は、担当者が自由に作文するのではなく既にある条文を参考にすることから、その英訳に当たっては「日本法令外国語訳データベース」¹⁹⁾が大変役に立った。

2.4 平成25年度（学術情報係長）

平成25年4月1日、我が国において博論OAがスタートした。

この日は、海外のメーリングリストにその一報²⁰⁾を流しただけだったが、かのStevan Harnad氏によって同日付でROARMAPに本件にかかる情報²¹⁾が掲載されたことを、後日知ることとなった。

その時に、平成24年度に公開した審議まとめの英訳にかかる情報も掲載されていたことを知ったのだが、我が国の施策がきちんと反映されているのを見て、大変誇らしく思った。

学位規則の改正が無事なったこともあり、「国立国会図書館と大学図書館との連絡会」および「学位論文電子化の諸問題に関するワーキング・グループ」への参加など、本件周りの対外的な関係は後任の大学図書館係長に引き継いだので、私の周りは静かなもので、COARの4月8日付英文ニュース²²⁾や、科学新聞の5月17日付記事²³⁾に多少関わった

ほかは、大学院係から時折回ってくる著作権にかかる照会や、6月のオープンアクセス・サミット2013²⁴⁾で講演する大学院係長からの相談を受ける程度であった。

私は直接参加していないので人伝やblogなどによる情報しか持ち合わせないが、同サミットでの博論OAにかかる学位規則改正を受けた文部科学省、国立国会図書館、国立情報学研究所の当事者が揃った最初で最後の説明会は、会場を埋め尽くすほどの大盛況だったそうで、参加者の構成もこれまでの国立情報学研究所のイベントとは異なっていたようである。

学位規則改正後、一部その解釈について多少の混乱も見受けられたが、この説明会をもって一応の決着を見たと考えており、私自身、この後、異動した大学院係長の代役として登壇したお茶の水女子大学の大学院FD講演会を皮切りに、三田図書館・情報学会の月例会、筑波大学附属図書館の講演会で今般の改正にかかる説明を行ったが、条文や局長通知にかかる理解に関して特段問題はなかったように思う。

なお特に、局長通知のうち「やむを得ない事由」として挙げられている事例はあくまで参考であって、それらを「やむを得ない事由」とするか否かは学位授与と大学等の判断（責任）に任されていること、大学分科会（第112回）において、要約の公表はあくまで一時的なものであり良識ある猶予期間をもって全文が公表されるべきことが確認されていることを記載しておく。

今般の改正において、著作権にかかる照会を学術基盤整備室で受けるようになっていたが、その中に大学図書館との関係で気になる事案があったので紹介しておきたい。

簡単な説明となるが、ある学位取得者が漫画に関する博士論文を機関リポジトリに登録しようとしたところ図書館員から断られたらしく、その指導教官から博士論文の漫画は引用したものであって登録できないのはおかしいとの問い合わせがあり、私からは引用であるならリポジトリへの登載は問題ないと回答することになった。

博士論文に限らず、著作権にかかる問題は利用者と権利者との当事者間の問題であり、第三者である図書館員は情報提供はできても判断する立場にはないので注意が必要である。

博論OAにかかる学位規則の改正を受けて、学術基盤整備室では、「学位論文電子化の諸問題に関するワーキング・グループ」において、国立国会図書館と各大学図書館がそれぞれ担当する範囲を取り

決めた過去の博士論文の遡及電子化・公開について、今後どのように進めていくのかを詰めて欲しいと考えていたが、同ワーキング・グループが解散することになったことから、その進捗は各位の努力に委ねられることとなった。

博論 OA にかかる学位規則改正との関わりは、平成 25 年度が最後となったが、その最後に、国立大学図書館協会の海外派遣事業で香港開催の電子学位論文国際会議に参加した筑波大学附属図書館員らと、本件にかかる共著論文²⁵⁾を海外の査読誌に投稿する機会をいただけたことは、個人的に良い記念となった。

3. これからの博論 OA

平成 26 年（2014）度から九州大学附属図書館に異動し、機関リポジトリの担当でもないことから本件との関わりはなくなったが、博論 OA にかかる学位規則改正に携わった者として、いくつか述べておきたい。

3.1 機関リポジトリ

平成 27 年 3 月末に公表された「平成 26 年度学術情報基盤実態調査」²⁶⁾の概要において、平成 25 年度の機関リポジトリを持つ大学数が、平成 24 年度から 100 校以上増加し、その根拠として、JAIRO Cloud の提供と学位規則の改正が取り上げられたことは、文部科学省時代にその両方に関わった者として大変嬉しく思う。

学術機関リポジトリ構築連携支援事業の「機関リポジトリ統計」²⁷⁾を見ると、その数は引き続き順調に伸びている一方、我が国で ROARMAP に掲載されているのは、この論文を書いている段階で、たったの 5 件で、しかもそのうち 2 件は文部科学省の施策に関するものという寂しい状況なので、対外発信という面も含め、関係者には頑張ってもらいたい。

なお、国立国会図書館による自動収集にかかる事案として、著者版フラグの ETD という値は、当該アイテムに博士論文の全文ファイルが登録されていることを示すためのもので、未記入だと全文ファイルを登録していても自動収集されない反面、記入していると全文ファイルを登録していなくても自動収集されてしまうため、全文ファイルを含まないアイテム、全文ファイルを登録していないアイテムへの記入は避けられたい。

また、閲覧制限がかかっていると自動収集できずエラーとなるため、当該アイテムへの記入は避けられたい。

3.2 国立国会図書館

平成 27 年 2 月 5 日、国立国会図書館の「国内博士論文の収集」ページに永らく記載されていた更新情報が、今般の改正に伴う国立国会図書館としての対応が一応の完了を見たことを受け削除された。

国立国会図書館インターネット資料収集保存事業²⁸⁾に記録が残るが、博論 OA にかかる学位規則改正が公布された翌日の平成 25 年 3 月 12 日に専用ページが作成されてからはほぼ 2 年の間、こまめに情報発信がなされてきたことは大変すばらしい。

また、平成 26 年 2 月 4 日の送信用システムでの受付開始、平成 27 年 1 月 6 日の自動収集開始日の明記などの情報は、博論 OA 関係者として個人的に大きなニュースであり、当該枠組みを決めるまでの紆余曲折を知るだけに関係各位の御尽力に感謝するとともに、博士論文のインターネット公表にかかる関心は国内だけにとどまらないことから、海外の大学図書館等へのデジタル化資料送信サービスの提供など、今後の展開に期待したい。

3.3 国立情報学研究所

この論文を書いている最中、国立情報学研究所により「CiNii Dissertations」²⁹⁾が公開され、今般の改正にかかる最後のピースとして博士論文の網羅的検索環境構築の口火が切られた。

当該サービスは早速 NDLTD の Find ETDs³⁰⁾に日本の学位論文データベースとして掲載され世界デビューも果たした。

ここにおいて博論 OA にかかる学位規則改正が一応の完成を見たわけで、担当者の一人として、大変感慨深い。

こちらでも当該枠組みを決めるまでの紆余曲折を知る者として、また学術基盤整備室での 4 年間、担当者として関わった者として、関係各位の御尽力に感謝するとともに、当該サービスは、文部科学省や財務省に国立情報学研究所の存在意義や予算措置の必要性を目に見える形で示すことができる大変有効なツールとなりうるし、博士論文に対する世間の注目が高い今、国立情報学研究所の認知度アップにも繋げることができると思うので、JAIRO Cloud と併せて今後の更なる発展を祈念したい。

3.4 博論 OA

今般の改正により、100 年程前、当時の関係者が「研究者として自立して研究活動を行うことができる能力を証明する博士論文の質を保証する」ことを目的に「各大学が授与する論文の質を相互に保証し合う」ための仕組みとして定めた「博士論文の公

表」制度が、その真価を発揮する環境が整った。

博士論文の質については、平成 26 年に起きた残念な出来事によって、世間からも注目を集めることとなり、国会会議録検索システム³¹⁾によると、その話題が国会でも取り上げられたことが分かる。

昨今、不正対応といった面が強調されるきらいがあるが、本来、学位取得者にとっては最高学位の証明、学位授与大学にとっては最大の教育成果である博士論文は、もっとアピールしてしかるべきものと考ええる。

その点で、自館のサービスを紹介するのは気恥ずかしいが、九州大学附属図書館の学位論文に特化した検索画面³²⁾は、学内外関係者、進学希望者、一般の区別なくアピールできる良い仕組みであると思う。

自分たちが提供するサービスについて、対外的に発信すること、付加価値を付けることは、とても重要な仕事であり、参考までに私が本件周りでフォローしている NDLTD と EThOS の twitter^{33) 34)}を紹介しておく。

また、各大学（研究科）の博士論文の公表状況が如実に分かるようになったことから、今後、各種評価や予算措置など色々な面での利用が考えられ、上手く活用して欲しいと思う。

3.5 博論 OA 以前の博論

平成 26 年 11 月 27 日のカレントアウェアネス・ポータルに「米国マサチューセッツ大学アマースト校、学位論文の遡及デジタル化に着手」という記事³⁵⁾が掲載された。

より詳しい内容が知りたいところであるが、我が国においても、国立国会図書館による平成 12 年度までの博士論文の電子化・公開、各大学図書館による平成 13 年度から平成 24 年度までの博士論文の電子化・公開は、未だその途上にあり、着実な履行が望まれる。

個人的には、我が国においてオプトアウトによる全ての博士論文（全文・要約）の電子化・公開を宣言するような大学（研究科）が出てくることを期待してやまない。

4. おわりに

平成 25 年 3 月 11 日、博論 OA にかかる学位規則の改正が実現したことによって、我が国におけるオープンアクセス、機関リポジトリは、大きな変革期を迎えた。

オープンアクセスという理念が博論 OA として具現化し、最初の機関リポジトリが千葉大学附属図

書館で構築されてから 10 年あまり、ついにその名称のとおり「機関」リポジトリとしての立ち位置が確立され、本件周りの関係者の裾野も図書館の外側はもちろん、その内側でも大きく広がった。

それは、これまで比較的限られた関係者の中で展開されてきた均質化した環境が、色々な考え、立ち位置の人が混在するいかようにも変わりうる環境に変化したことを意味する。

ぜひ、これからこの世界に関わる大学図書館員には、意識して外部と交わり、意識して外部の視点を取り入れ、意識して開かれたコミュニティの一員となるよう努め、新たな動きに臨んで欲しい。

私の経験から言わせてもらえば、そのために一番手取り早い方法は、図書館の外に出て、色々と体験することである。

そうすれば、何ら特別なことをしなくても日々過ごすだけで、外側はもちろんのこと、その内側も意識でき、開かれたコミュニティの一員になることにも繋がる。

そこでの体験は、どんなことでも大きな財産となるが、巡り合わせが良ければ、大学図書館にも大きく関わる国として初の案件を、深く関わる立場にタイミング良く居合わせ、それまでの経験を活かしつつ多方面の関係者と協力して、世間の耳目を集める事件が起きて周辺が騒がしくなる前に実現する、というような血湧き肉躍る体験をすることもある。

ほんの一時ではあるが、文部科学省の大学図書館係長という立場にあった者として、これからの大学図書館員には、オープンアクセス、機関リポジトリといった、これまで比較的図書館に閉じていた世界が大きくその門戸を開いた今こそ、積極的に外に出て色々な経験を積み、意識して外部と交わり、意識して外部の視点を取り入れ、意識して開かれたコミュニティの一員となり、次の時代を牽引していつてくれることを切に望む。

最後に、大学図書館員として最初に勤務した広島大学図書館において、我が国におけるオープンアクセス、機関リポジトリの草創期に立ち会ってから 10 年あまり、この大きな区切りに一定の役割を果たせたことを心より嬉しく思うとともに、全ての関係者に感謝して末尾としたい。

博論 OA にかかる学位規則改正を振り返って

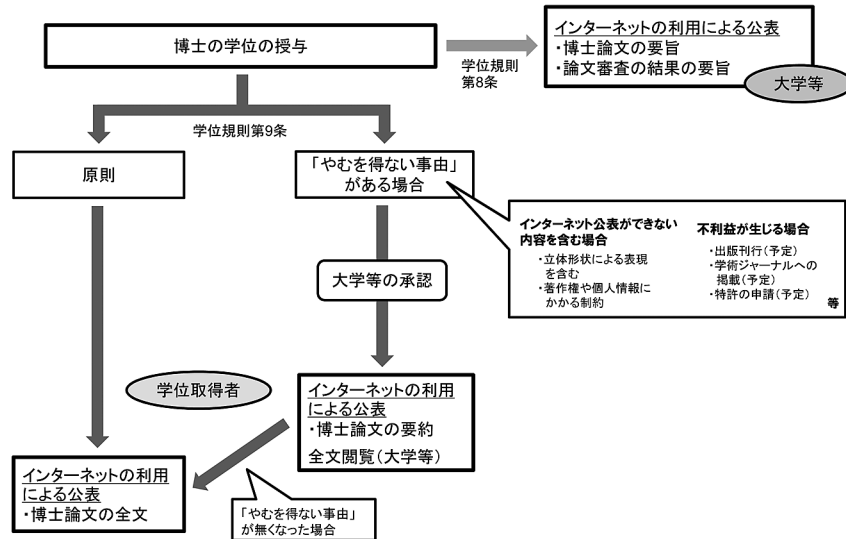


図1 博士論文のインターネット公表

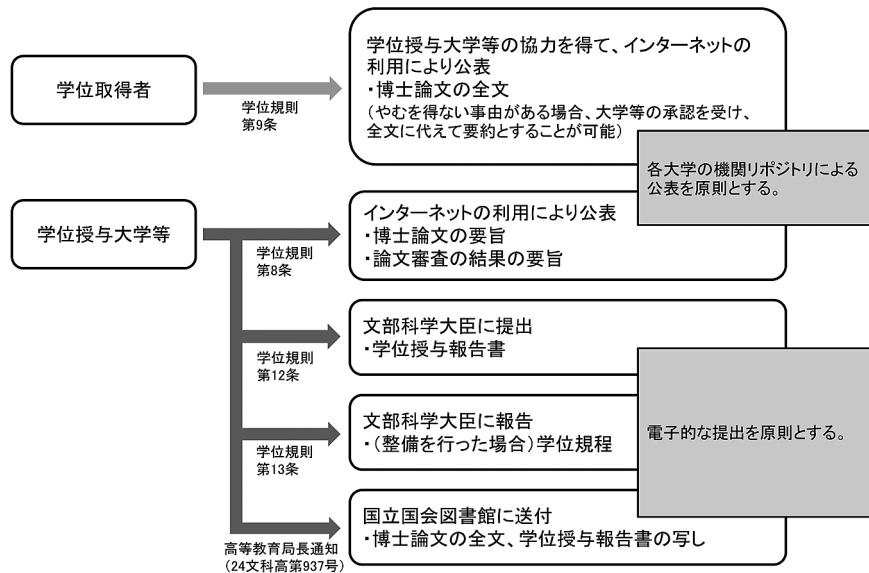


図2 学位規則にかかる運用

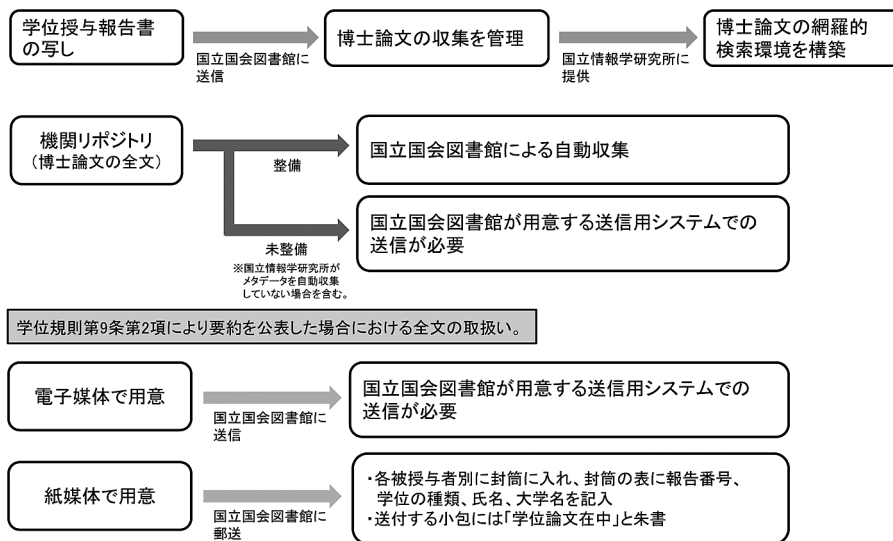


図3 博士論文全文の取扱い

注

- 1) 中央教育審議会. “新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－答申 平成 17 年 9 月 5 日”. (オンライン), www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05090501.htm, (参照 2015-05-25).
- 2) 国立国会図書館と大学図書館との連絡会. “「学位論文電子化の諸問題に関するワーキング・グループ」中間報告 平成 20 年 3 月 27 日”. (オンライン), www.janul.jp/j/documents/coop/gakui_20_0327.pdf, (参照 2015-05-25).
- 3) “科学技術基本計画”. 内閣府. (オンライン), www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index4.html, (参照 2015-05-25).
- 4) 科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会学術情報基盤作業部会. “学術情報の国際発信・流通力強化に向けた基盤整備の充実について 平成 24 年 7 月”. (オンライン), www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/toushin/1323857.htm, (参照 2015-05-25).
- 5) 中央教育審議会大学分科会大学院部会 (第 62 回～64 回). 文部科学省. (オンライン), www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/004/giji_list/index.htm, (参照 2015-05-25).
- 6) “学位規則の一部を改正する省令に関するパブリックコメント (意見公募手続) の結果について”. 電子政府の総合窓口 e-Gov. (オンライン), search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=185000615&Mode=2, (参照 2015-05-25).
- 7) 中央教育審議会大学分科会 (第 112 回). 文部科学省. (オンライン), www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/giji_list/index.htm, (参照 2015-05-25).
- 8) 中央教育審議会. “学位規則の改正について (諮問) (文科高第 800 号) 平成 25 年 1 月 18 日”. 文部科学省. (オンライン), www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1330281.htm, (参照 2015-05-25).
- 9) 中央教育審議会. “学位規則の改正について (答申) (中教審第 159 号) 平成 25 年 1 月 18 日”. 文部科学省. (オンライン), www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1330283.htm, (参照 2015-05-25).
- 10) “Open Access to Japanese dissertations”. NIHON KENKYU at PITT. 2013-01-18. (online), nihonkenkyu.wordpress.com/2013/01/18/open-access-to-japanese-dissertations/, (accessed 2015-05-25).
- 11) “Japan takes first steps towards Open Access”. Open Science. 2013-02-01. (online), openscience.com/japan-takes-first-steps-towards-open-access/, (accessed 2015-05-25).
- 12) “学位規則の一部を改正する省令の施行について”. 文部科学省. (オンライン), www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigakuin/detail/1331790.htm, (参照 2015-05-25).
- 13) 学位論文電子化の諸問題に関するワーキング・グループ. “学位規則改正に対する留意事項”. 2013-03-11. (オンライン), www.janul.jp/j/documents/coop/gakui_25_0311.pdf, (参照 2015-05-25).
- 14) “国内博士論文の収集”. 国立国会図書館. (オンライン), www.ndl.go.jp/jp/aboutus/hakuron/index.html, (参照 2015-05-25).
- 15) “IRDB ハーベストについて”. 学術機関リポジトリ構築連携支援事業. (オンライン), www.nii.ac.jp/irp/archive/system/irdb_harvest.html, (参照 2015-05-25).
- 16) “メタデータ・フォーマット junii2 (バージョン 3.1)”. 学術機関リポジトリ構築連携支援事業. (オンライン), www.nii.ac.jp/irp/archive/system/junii2.html, (参照 2015-05-25).
- 17) “JAIRO Cloud (共用リポジトリサービス)”. 学術機関リポジトリ構築連携支援事業. (オンライン), www.nii.ac.jp/irp/repo/, (参照 2015-05-25).
- 18) “平成 25 年学位規則改正についての情報まとめ”. DRF. (オンライン), drf.lib.hokudai.ac.jp/drf/index.php?ETD2013, (参照 2015-05-25).
- 19) 日本法令外国語訳データベース. 法務省. (オンライン), www.japaneselawtranslation.go.jp/, (参照 2015-05-25).
- 20) “Japan’s National OA Mandate for ETDs”. JISC-REPOSITORIES. 2013-04-01. (online), www.jiscmail.ac.uk/cgi-bin/webadmin?A2=JISC-REPOSITORIES;dd5fa281.1304, (accessed 2015-05-25).
- 21) “Japan Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (01 Apr 2013)”. ROARMAP. 2013-04-01. (online), roarmap.eprints.org/41/, (accessed 2015-05-25).
- 22) “Japan’s National OA Mandate for ETDs”. COAR. 2013-04-08. (online), www.coar-repositories.org/news-media/japans-national-oa-mandate-for-etds/, (accessed 2015-05-25).
- 23) “博士論文をオープン化”. 科学新聞. 2013-05-17, no. 3437, p.1.
- 24) “オープンアクセス・サミット 2013”. 学術機関リポジトリ構築連携支援事業. (オンライン), www.nii.ac.jp/irp/event/2013/OA_summit/, (参照 2015-05-25).
- 25) Shuto, Makoto; Manaka, Takayuki; Nakayama, Satoshi; Uchijima, Hideki. Possibilities of networked electronic theses in Japan. Library Management. 2014, vol. 35, iss.4/5, p.375-386. (online), www.emeraldinsight.com/doi/abs/10.1108/LM-09-2013-0095, (accessed 2015-05-25).

- 2015-05-25).
- 26) “学術情報基盤実態調査 (旧大学図書館実態調査)”. 文部科学省. (オンライン), www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/jouhoukiban/1266792.htm, (参照 2015-05-25).
 - 27) “機関リポジトリ統計”. 学術機関リポジトリ構築連携支援事業. (オンライン), www.nii.ac.jp/irp/archive/statistic/, (参照 2015-05-25).
 - 28) 国立国会図書館インターネット資料収集保存事業. 国立国会図書館. (オンライン), warp.da.ndl.go.jp, (参照 2015-05-25).
 - 29) “CiNii Dissertations”. 国立情報学研究所. (オンライン), ci.nii.ac.jp/d/, (参照 2015-06-09).
 - 30) “Find ETDs”. NDLTD. (online), www.ndltd.org/resources/find-etds, (accessed 2015-06-12).
 - 31) 国会会議録検索システム. 国立国会図書館. (オンライン), kokkai.ndl.go.jp, (参照 2015-05-25).
 - 32) 学位論文 | 九大コレクション. 九州大学附属図書館. (オンライン), catalog.lib.kyushu-u.ac.jp/ja/search/browse/dissertation, (参照 2015-05-25).
 - 33) NDLTD の twitter. (online), twitter.com/ndltd, (accessed 2015-05-25).
 - 34) EThOS の twitter. (online), twitter.com/EThOSBL, (accessed 2015-05-25).
 - 35) “米国マサチューセッツ大学アマースト校, 学位論文の遡及デジタル化に着手”. カレントアウェアネス・ポータル. 2014-11-27. (オンライン), current.ndl.go.jp/node/27536, (参照 2015-05-25).
 - 2) “博士論文”. 国立国会図書館三十年史. 国立国会図書館. 1979, p.198-199.
 - 3) 支部上野図書館博士論文係. 博士論文の収集・整理・利用. 国立国会図書館月報. 1990, no.349, p.2-7.
 - 4) Suber, Peter. Open access to electronic theses and dissertations (ETDs). SPARC Open Access Newsletter. 2006-07-02. (online), dash.harvard.edu/handle/1/4727443, (accessed 2015-05-25).
 - 5) 富田健市. 学位論文電子化への取組－国立国会図書館との連携を中心に－. 大学図書館研究. 2011, no. 92, p.10-15. (オンライン), jcul.jp/ojs/index.php/daitoken/article/view/44, (参照 2015-05-25).
 - 6) 関西館電子図書館課. 博士論文のインターネット公表：学位規則改正. カレントアウェアネス-E. 2013-04-11, no.235, E1418. (オンライン), current.ndl.go.jp/e1418, (参照 2015-05-25).
 - 7) 板東久美子. 学位規則の一部を改正する省令の施行等について. 大学資料. 2013, no.199, p.38-48.
 - 8) 内島秀樹. 博士論文のインターネット公表義務化と大学図書館. 図書館雑誌. 2013, vol.107, no.9, p.571-573. (オンライン), hdl.handle.net/2241/00121684, (参照 2015-05-25).
 - 9) 注 25) の著者最終稿. つくばリポジトリ. (オンライン), hdl.handle.net/2241/00121577, (参照 2015-05-25).
 - 10) 中山知士. 日本および世界における電子学位論文のインターネット公開. 大学図書館研究. 2014, no.101, p.44-52. (オンライン), hdl.handle.net/2241/00124570, (参照 2015-05-25).
- 参考文献
- 1) 外垣豊重. 博士論文の収集とその経過について. 国立国会図書館月報. 1978, no.205, p.2-9.
-
- < 2015.5.26 受理 しゅう まこと 九州大学附属図書館 >

Makoto SHUTO

Looking back on Degree Regulations revision of OA for ETDs

Abstract : It has been two years since the revision of the Degree Regulations (11 March, 2013 promulgation, 1 April enforcement) to oblige doctoral degree awardees to make their theses and dissertations accessible to the public via the Internet. As per the rules, all ETDs (full-text or digest) on the first year were made available on the Internet, primarily through institutional repository of each university. Nowadays new movements of open access are seen. The author, at that time a chief of the University Library Unit of the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology, looks back on the process of getting the regulations changed to OA for ETDs as the first OA mandatory policy in Japan.

Keywords : Degree Regulations / Electronic Theses and Dissertations (ETDs) / Open Access (OA) / Institutional Repository (IR) / National Diet Library (NDL) / National Institute of Informatics (NII) / University Library